【表示方法の変更】

1．受託業務に係る表示

メンタルヘルス対策支援センター事業等の受託業務に係る収益及び費用について、前事業年度においてはそれぞれ経常収益の雑益及び経常費用の一般管理費（経費）に含めておりましたが、重要性が増したことに伴い、当事業年度より、それぞれ経常収益の政府受託収入及び経常費用の受託経費として表示しております。また、メンタルヘルス対策支援センター事業等の受託業務に係る支出について、前事業年度においては業務活動によるキャッシュ・フローのその他の業務支出に含めておりましたが、重要性が増したことに伴い、当事業年度より、業務活動によるキャッシュ・フローの受託業務支出として表示しております。

なお、前事業年度において、雑益に含めていた政府受託収入は647,034,356円、一般管理費(経費)に含めていた受託経費は639,496,553円、その他の業務支出に含めていた受託業務支出は723,539,268円であります。また、セグメント別の内訳は、「開示すべきセグメント情報」に記載しております。

2．地方公共団体からの補助金に係る表示

地方公共団体からの補助金に係る収益について、前事業年度においては経常収益の雑益に含めておりましたが、重要性が増したことに伴い、当事業年度より、経常収益の補助金等収益（その他補助金収益）として表示しております。

なお、前事業年度において、雑益に含めていた補助金等収益（その他補助金収益）は479,941,163円であります。また、セグメント別の内訳は、「開示すべきセグメント情報」に記載しております。

【注記事項】

〔貸借対照表関係〕

1．運営費交付金の国からの財源措置から充当されるべき賞与の見積額
485,817,110円

2．運営費交付金の国からの財源措置から充当されるべき退職給付の見積額
16,172,355,953円

※3．〔金融商品の状況及び時価等の関係〕

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金及び公債に限定し、金融機関からの借入により資金を調達しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、会計細則等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債のみを保有しており株式等は保有しておりません。

借入金の使途は労働安全衛生融資業務に係る貸付金財源の借換資金であり、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	105,203,060,548	105,203,060,548	—
⑵医業未収金	43,984,561,497	43,984,561,497	—
⑶有価証券及び投資有価証券（満期保有目的の債券）	38,266,449,403	38,342,172,000	75,722,597
⑷未収金	1,073,536,234	1,073,536,234	—
⑸融資資金貸付金	966,627,904	966,627,904	—
⑹援護資金貸付金	14,954,799	14,954,799	—
⑺破産更生債権等	217,337,213	217,337,213	—
⑻未払賃金代位弁済求償権	11,021,706,689	11,021,706,689	—
⑼１年以内返済長期借入金	(2,463,435,000)	(2,463,435,000)	(—)
⑽買掛金	(14,475,347,679)	(14,475,347,679)	(—)
⑾未払金	(21,341,483,752)	(21,341,483,752)	(—)

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴現金及び預金、⑵医業未収金、⑷未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑸融資資金貸付金、⑹援護資金貸付金、⑺破産更生債権等、⑻未払賃金代位弁済求償権

これらについては、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑼１年以内返済長期借入金、⑽買掛金、⑾未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

〔資産除去債務に関する事項〕

4．貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

水質汚濁防止法上の特定施設に該当する当法人の病院敷地について、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査が義務付けられておりますが、その履行時期が明らかになっていないものについては、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積もることができないため、当該義務に係る資産除去債務を計上しておりません。

〔損益計算書関係〕

※5．医療事業費　経費の内訳

謝金	15,715,035,123円
光熱水費	4,160,080,211円
修繕費	2,370,038,635円
賃借料	3,504,355,115円
雑役務費	7,546,869,671円
業務委託費	17,659,887,013円
その他	9,962,871,068円
計	60,919,136,836円

※6．医療事業費　材料費の内訳

薬品費	36,707,486,231円
診療材料費	23,235,606,845円
医療消耗備品費	8,394,858,626円
その他	936,254,362円
計	69,274,206,064円